

## 越谷市いのち支える自殺対策推進計画の概要について

### 1、計画の趣旨

平成28年(2016年)3月に「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と新たに位置づけるとともに、地方自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられました。これを受けて本市では平成30年(2018年)6月に「越谷市自殺対策推進条例」を制定(同年10月施行)、平成31年(2019年)3月、「越谷市いのち支える自殺対策推進計画」を策定しました。

本計画は、越谷市自殺対策推進条例の趣旨を具現化するものとして、「第4次越谷市総合振興計画」のもとで、「第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画『いきいき越谷21』」と一体となり策定しています。

2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
いきいき越谷21 第2次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画									➔	
						越谷市いのち支える自殺対策推進計画				➔

### 2、数値目標

国は自殺総合対策大綱において、令和8年(2026年)までに自殺死亡率を平成27年(2015年)より30%以上減少させることと、数値目標を設定しています。

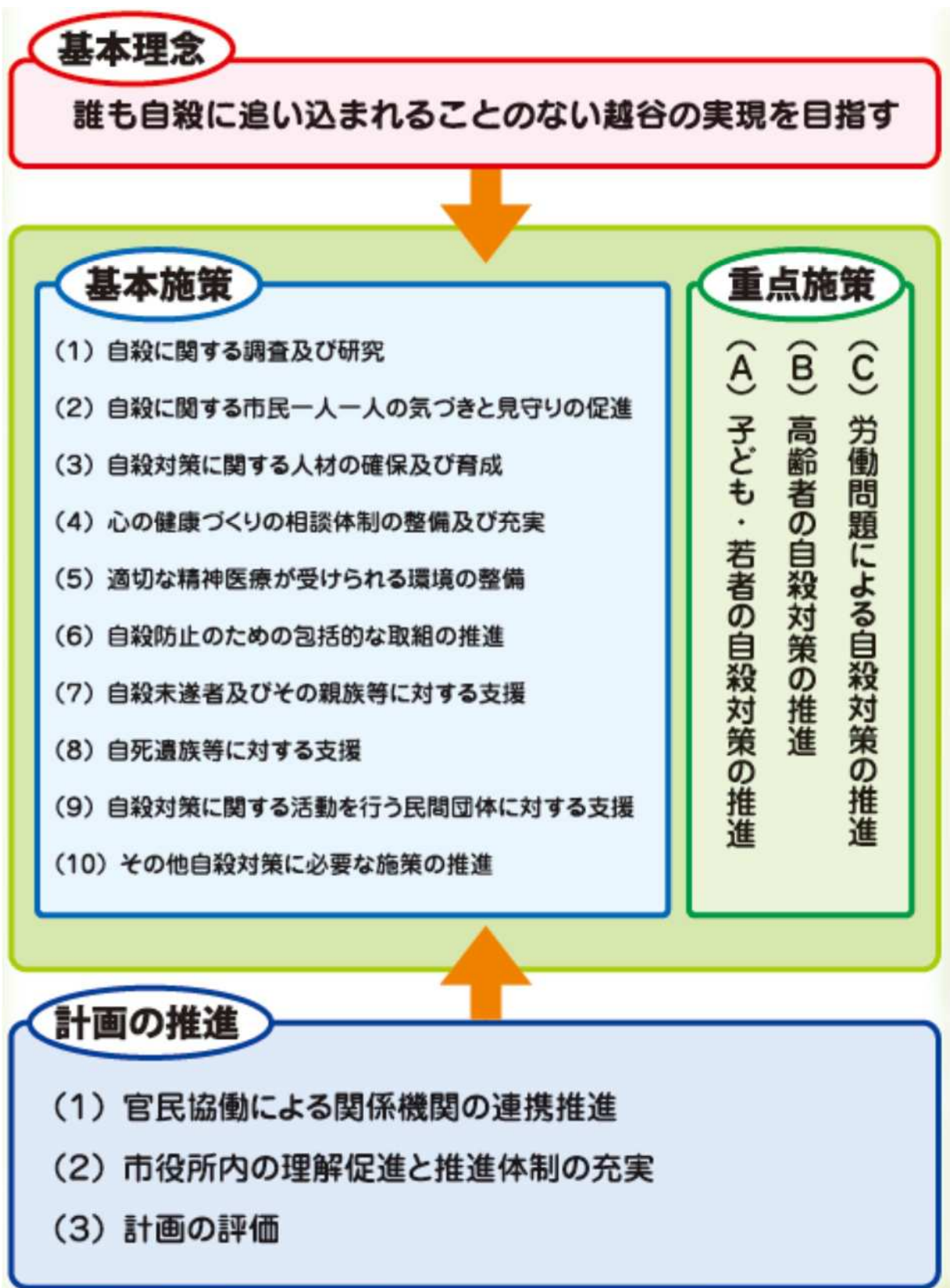
※自殺死亡率・・・人口10万人あたりの年間自殺者数の割合

**越谷市の達成指標**

	2015年(実績)	2023年	2025年(参考)
自殺死亡率	17.5	13.1	12.2
対2015年比	100%	75.2%	70.0%

厚生労働省「人口動態統計」を基に算出

### 3、施策の体系



## 4、計画の推進

### (1) 官民協働による関係機関の連携推進

自殺対策は、医療、保健、福祉、生活、教育、労働等に関する様々な機関や団体、関係者の参加のもと、官民協働による連携を通じて総合的に推進していくことが必要です。自殺対策に係るネットワークへの幅広い参画を促し、地域の関係者間で自殺対策の重要性に関する認識や自殺対策の理念、目的等を共有するとともに、それぞれの主体が果たすべき役割の明確化、共有化を図ることで、地域ぐるみで自殺対策の取組を推進していきます。

### (2) 市役所内の理解促進と推進体制の充実

自殺対策の推進にあたっては、市役所内の幅広い分野の関係課所が参画し、庁内横断的な体制を整えることが必要です。市役所内において自殺対策の重要性についての理解促進を図りながら、庁内推進体制を充実させていきます。

※自殺対策施策報告…資料1-1「令和4年度 自殺対策施策報告書」

## 5、本市における自殺の現状

資料1-2「令和4年 本市自殺の現状について」

## 6、計画の評価

- ・ 市政世論調査（2年に1回）
- ・ 青少年意識調査（毎年1回）
- ・ 越谷市自殺対策推進条例第11条の規定に基づく報告（毎年1回、市議会に報告）等

上記により評価を行いながら、計画を推進してまいりました。